

第8 日本の国のあり方の変容

1 本項では、ここまでの記述を承けて、安保法制以降、日本の国のあり方がどのように変容してきたかを分析する。

2 平和国家から軍事国家へ

大きな流れとしては、安保法制以降、日本の平和国家から軍事国家への転換が急速に進みつつある。まず、安保法制が全く筋の通らない解釈変更により集団的自衛権の行使を容認してしまったことにより「国のかたち」が大きく変えられ、しかもそのような憲法改正を経なければできないはずのことが憲法改正権者である国民を全く関与させず閣議決定と立法によって実現してしまった。これにより、日本がどのようなときにどのような範囲で武力を行使するかについての法（基準）が消失し、日本が武力を行使できる場面について憲法上の制約が機能しなくなった。事実、安保法制後の政府の行動は、少なくとも軍事面に関する限り、憲法上の拘束をまるで意識しないものになっていると言わざるを得ない。

3 安保三文書による防衛力の抜本的強化とその影響

このような流れの中で、安保三文書改定により敵基地攻撃能力を保有し活用していく方針が明記されたことで、日本が攻撃されていない時点で他国の軍事施設に対して武力を行使すること、そのための装備を常時備えることが現実的・具体的に想定されることとなった。そして、安保三文書は、防衛力の抜本的強化、それに伴う防衛費の倍増等、日本国内の諸要素（民間空港・港湾、学術機関等を含む。）の根こそぎ軍事動員等について明記しており、安保三文書が目指す体制は、国民生活等の様々な場面に大きな影響を与えるものであることは明らかである。

4 憲法の権力統制機能の喪失と国民の権利・自由の危機

安保三文書に基づき軍事に関して憲法論を無視した政策が続けられた場合には、国家運営において軍事が社会福祉などの他の政策よりも正当性を有することとされてしまい、全ての国家運営が軍事優先に行われていくことになり、明治憲法下の高度国防国家体制あるいはそれ以上に軍事や武力が優先し、ものを言う社会となってしまい、その国柄が社会に浸透することにより、社会的少数者や弱者に対する配慮が欠ける社会、軍事国家への流れに対する異論・反論を許さない社会が形成されていくことになりかねない。思想良心の自由、表現の自由、学問の自由に対する制約や侵害が進んでいくだけでなく、首相や閣僚の

靖国神社への公式参拝などによって他宗教の信教の自由が侵害され、職業活動の自由、財産権、人身の自由などへの制約が進んでいくような事態も懸念される。

5 小括

安保三文書の内容は、法的に見れば、安保法制が憲法規範を破壊し武力行使の基準を消失させたことから論理的に導かれる範囲内のもの、いわば安保法制により織り込み済みのものであるが、他方で、安保法制の段階では大枠の法律のみが定められていたところ、安保三文書により自衛隊の抜本的強化等の具体的な施策が次々に実行に移され、事実問題としての「国のかたちの変容」が進行しつつある現実を直視しなければならない。気づいたら「戦争が廊下の奥に立ってゐた」ということにならないよう、進行する軍事国家化の憲法上の問題点や懸念される影響についての情報を発信し、国民・市民とともに考える取組みを、より精力的に展開していく必要がある。

1 小序

本項では、ここまでの記述を承けて、安保法制以降、日本の国のあり方がどのように変容してきたかを分析する。

2 平和国家から軍事国家へ

(1) 安保法制による「国のかたち」の変容

安保法制は、現行憲法下では許されず、これを認めるには憲法改正が必要とされてきた集団的自衛権の行使を、憲法改正を経ずに認めてしまった2014年7月1日の閣議決定（以下「7・1閣議決定」という。）の考え方に基づいて、集団的自衛権の行使を法律レベルで可能とした立法である。

集団的自衛権は、同盟体制の復活を招く危険、戦争を誘発し拡大させる危険、集団安全保障体制を瓦解させる危険を孕むものであり、個別的自衛権とはその本質を異にするから、自らの身に火の粉が降りかかってきたときにそれを払いのけるという個別的自衛権の憲法適合性を基礎づけるための根拠は、集団的自衛権については成り立ち得ない。日本が直接に武力攻撃を受けた場合は、「日本国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態」であり、そうした事態においてのみ、「国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置」として「必要最小限度の範囲」での武力行使、つまり個別的自衛権の行使が許されるというのが、7・1閣議決定より前に確立していた政府解釈であり（昭和47年10月14日参議院決算委政府提出資料「集

团的自衛権と憲法との関係」など)、「日本国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底からくつがえされる」状況という概念は、個別的自衛権の行使のみが許され、集団的自衛権の行使が認められないことを説明するために用意されたものであり、そこには、他国への武力攻撃によってそうした状況が発生することはあり得ないという当然の前提があった。ところが、7・1閣議決定及び安保法制は、他国への武力攻撃によって日本国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底からくつがえされる状況が生じるようになったという、全く筋が通らない理屈で、確立していた憲法解釈を変更し、それに基づいて、他国間の戦争に首を突っ込む集団的自衛権の行使を法律レベルで可能としてしまったのである。

この安保法制は、確立していた憲法規範を必要性も合理性もなく変更し、外国から直接武力攻撃を受けた場合にのみ武力を行使する国から、自国が武力攻撃を受けていなくても武力を行使する国へと、日本の「国のかたち」を大きく変更してしまったものである。そこには、日本を攻撃していない他国に対し日本から武力を行使するという、世界に類を見ない恒久平和主義を謳う現行憲法の下で許容され得ないことが認められてしまっているということのほかに、解釈変更筋の通った理屈を全く見出せないこと、憲法改正を経なければできないはずのことを憲法改正権者である国民を全く関与させず閣議決定と立法によって実現してしまったこと、解釈変更が論理的整合性も法的安定性も欠くものであるため、日本がどのようなときにどのような範囲で武力を行使するかについての法（基準）を消失させてしまったこと等の問題点がある。他国が攻撃されたにも拘わらず、日本が直接攻撃されたのと同様の深刻で重大な被害を受ける事態があり得るという、安保法制が前提とする想定は、およそ真つ当な理屈として成立する余地はなく、このようなあり得ない想定を置くことで、日本が武力を行使できる場面について憲法上の制約が機能しなくなってしまう、事実、安保法制後の政府の行動は、少なくとも軍事面に関する限り、憲法上の拘束をまるで意識しないものになっていると言わざるを得ない。

端的に言えば、安保法制は、日本を法的に「戦争をできる／する国」にしたものであり、その後の日本の軍拡の進行は、安保法制の影響下において事実レベルで実質的な準備が整えられていく過程と整理される。

(2) 安保三文書策定による変化

安保三文書により、敵基地攻撃能力を保有し活用していく方針が明記された。

敵基地攻撃能力については、安保三文書において存立危機事態においても行使し得るとされているところ、それが個別的自衛権の行使の場面で発動される

のか、集団的自衛権の行使の場面で発動されるのかによって、法的な位置づけが変わってくる部分はあるものの、いずれにしても、安保三文書では、日本が攻撃されていない時点で他国の軍事施設に対して武力を行使すること、そのための装備を常時備えることが想定されている。7・1閣議決定より前は、そのような他国の領域を直接攻撃する兵器を備えることは、自衛のための必要最小限度の実力を超えて他国の脅威となるものであり、憲法の趣旨に反すると考えられてきたが、7・1閣議決定及び安保法制によって武力の行使に関する法（基準）が消失し、「自衛のための必要最小限度の実力」という制約が機能しなくなった結果、政府は、他国の軍事施設を直接攻撃する兵器を常時備えることに憲法上の制約が存しないかのように行動している。

安保三文書策定は、日本を法的に「戦争をできる／する国」にした安保法制の延長線上において、日本を実質的に「戦争をする国」に変えるものである。

3 安保三文書による防衛力の抜本的強化とその影響

(1) 防衛力の抜本的強化

安保三文書の国家安全保障戦略において、反撃能力（敵基地攻撃能力）の保有や防衛費の倍増等が明記された。

国家安全保障戦略では、総合的な防衛体制の強化との連携等、我が国の防衛上の課題に対応する上で、防衛力の抜本的強化がその中核となるとされている。

同文書では、次のように述べられている。すなわち、防衛力のみならず、外交力・経済力を含む総合的な国力を活用し、我が国の防衛に当たる。このような考えの下、防衛力の抜本的強化を補完し、それと不可分一体のものとして、研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、我が国及び同志国の抑止力の向上等のための国際協力の四つの分野における取組を推進し、総合的な防衛体制を強化する。これに加え、地方公共団体を含む政府内外の組織との連携を進め、国全体の防衛体制を強化する（19頁）。

国家防衛戦略では、防衛力強化のために、防衛生産基盤の強化、官民の先端技術研究の成果の防衛装備品の研究開発等への活用、新たな防衛装備品の研究開発のための態勢の強化等を進めるとしている（25～26頁）。また、有事の際の防衛大臣による海上保安庁に対する統制を含め、海上保安庁と自衛隊の連携・協力を不断に強化するとしている（11頁）。

また、同文書（IV、17頁以下）は、自衛隊に関し、敵基地攻撃能力の保有にとどまらず、防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力として、①スタンダード・オフ防衛能力、②統合防空ミサイル防衛能力、③無人アセット防衛能力、

④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能、⑥機動展開能力・国民保護、⑦持続性・強靱性の強化を提示している。

防衛力整備計画では、自衛隊の装備について、スタンド・オフ防衛能力の整備として、極超音速誘導弾の開発・量産、火薬庫の整備、長射程ミサイルトマホークの購入等が計画されている（2～3頁）。

このように、安保三文書は、「防衛力の抜本的強化」を達成するために、自衛隊の装備、体制、行動、能力等を抜本的に強化するものである。

(2) 日本国内の諸要素の根こそぎ軍事動員

国家安全保障戦略は、「防衛力のみならず、外交力・経済力を含む総合的な国力を活用し、我が国の防衛に当たる」としている（4頁）。これは、国力のあらゆる要素を、防衛に当てる考えを示すものである。

また、海上保安庁や民間空港・港湾、宇宙航空研究開発機構（JAXA）、学術機関などを根こそぎ軍事動員する方針を示している（国家防衛戦略）。

GDP比2%の大軍拡を実行するために、歳出削減、政府資産の売却、所得税を含む増税など国家資源を総動員しようとしている（防衛力整備計画）。

「情報戦」に勝利するとして、SNS情報の収集など国民監視網の強化を盛り込んでいる（国家安全保障戦略）。これに関連して、防衛省が反戦デモを監視していた事件も起きている。

安保三文書が目指すこのような体制については、「安保3文書は、「専守防衛」「平和国家」「軍事大国にならない」といった戦後安保政策の基本をすべて投げ捨て、敵基地攻撃能力の保有などの軍事力強化を国家の最重要目標に引き上げるものです。その背景にあるのは中国「抑止」を念頭に置いた日米同盟強化であり、まさに米主導の新たな国家総動員体制と言えるものです。」との批判がある⁷⁴。

(3) 国民生活等への影響

安保三文書が目指す体制は、国民生活等の様々な場面に大きな影響を与える。

自衛隊との関連でいくつかを例示すると、国家防衛戦略は、「南西地域における空港・港湾等を整備・強化するとともに、既存の空港・港湾等を運用基盤として、平素からの訓練を含めて使用する」と記載し、民間空港・港湾等の軍事利用を認めている。また、これらの計画を「地方公共団体、住民等の協力を得つつ、推進する」と明記しており、空港・港湾の多くを管理する各地方自治体に「有事」の名を借りた公共設備提供の圧力がかかる可能性がある（12・2

⁷⁴ 「しんぶん赤旗」政治部安保・外交班著「徹底追及安保3文書」8頁

5 頁。国家安全保障戦略 24～25 頁も同旨)。

国家防衛戦略は、自衛隊の機動展開のための「民間船舶・民間航空機」の利用拡大にも言及している(12 頁)。戦時の負傷者を想定し、南西諸島から本州等の後送先病院の医療・後送体制確立まで盛り込んでいる。そして、「自衛隊がより長く、より強靱に我が国への侵攻に対処できるように」として「衛生機能の変革」を掲げるが、このことが国民の最適な医療の享受に影響しないとはいえない(22 頁)。

国家安全保障戦略は、土地利用規制法関連にも言及し、「民間施設等によって自衛隊の施設や活動に否定的な影響が及ばないようにするための措置をとる」としている(25 頁)。これは自衛隊基地機能の阻害を理由に、基地周辺の土地利用の規制の強化、基地反対行動の規制等の根拠とされる可能性がある。

(4) 自衛隊の抜本的強化

安保三文書により、防衛力の抜本的強化の方針のもとに、敵基地攻撃能力を付与され、世界第3位と言われる防衛予算を持った自衛隊は、装備、体制、行動、能力等が抜本的に強化される。

このように質、量ともに抜本的に強化された自衛隊の影響力は、格段に大きくなると思われる。

(5) 自衛隊明記に対する懸念

自民党、維新の会等いくつかの政党は、自衛隊を憲法に明記することを強く主張している。自民党は、2018年3月、憲法9条1項及び2項は残しつつ、新たに9条の2を設け、憲法9条の規定は「我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置」をとることを妨げずとし、そのための実力組織として「自衛隊」を憲法上明記する案(自衛隊等明記案)を示した。当時の安倍首相は、自衛隊明記により、何も変わることはないと述べていた。他のいくつかの政党も、具体的規定案は必ずしも明らかでないものの、憲法への自衛隊明記を強く主張している。

このような状況を踏まえ、安保三文書による自衛隊の抜本的強化そのものの話とは少し離れるが、ここで、自衛隊「明記」がもたらす影響に対する懸念についても述べておきたい。

そもそもの問題として、安保法制後に自衛隊を憲法に書き込む憲法改正がなされた場合、政府は、集団的自衛権を行使しうる自衛隊が憲法上のお墨付きを得たと喧伝することが予想されるが、憲法改正の国民投票の際に、集団的自衛権を合憲化するかどうか争点であるという説明を政府がすることはないであろう。このような状況の中で自衛隊を憲法に書き込む憲法改正国民投票がなさ

れること自体、欺瞞的であり、立憲民主主義国家のあり方として適切とはいえない。

また、安保三文書により質・量共に抜本的に強化された自衛隊が憲法に明記され、憲法上の機関とされた場合、自衛隊の存在及び活動は、憲法上の公共性を付与され、その権限及び活動が法制度上も強化、拡大される可能性がある。

自衛隊を憲法に明記することになれば、自衛隊は、衆議院・参議院、最高裁判所、会計検査院等と並ぶ憲法上の組織として位置付けられることになる。それにより、自衛隊には強い正当性と権威が与えられ、自衛隊の権限を拡大強化する憲法上の根拠が認められたと解される可能性がある。

安保三文書により抜本的に強化された自衛隊が、憲法に何らかの形で明記(加憲)された場合、国民生活へ何の影響もないとは考え難い。そこで想定される影響としては、憲法的存在となり憲法的な公共性をもつことになる自衛隊への徴兵が合憲とされる、防衛出動時において防衛大臣等の要請に基づき知事が発する医療、土木建築工事、輸送業者に対する業務従事命令(自衛隊法103条2項)に罰則規定が付される、自衛隊の基地建設のための土地収用を認める土地収用法の改正がなされる、特定秘密の範囲が拡大され、自衛隊の情報がほとんどブラックボックス化され、さらに罰則が重罰化される、自衛隊による国民への監視活動が拡大、強化される、自衛官に対する軍事規律が強化される、軍法会議が設置される、自衛隊関連訴訟の遂行が困難になる、軍事費が増大し社会保障が後退する、軍産学の複合体の形成が本格化する、市区町村長の名簿提供が義務化され地方自治が形骸化する、自衛隊による平時の空港・港湾利用が拡大し政府による一方的指定が認められる、武力攻撃事態における国民の協力が義務化されるといったことが考えられる。

4 憲法の権力統制機能の喪失と国民の権利・自由の危機

集団的自衛権の行使を容認した2014年7月1日の閣議決定及び翌年の安保法制法の制定、さらに2022年12月の安保三文書に基づく違憲の軍事防衛政策がこのまま続いた場合には、日本が軍事大国の覇権主義に基づく戦争に巻き込まれ、自衛官や市民の身体・生命に甚大な被害が生じることが大いに懸念されるが、問題はそれにとどまらない。

歴史を振り返ると、明治憲法下においては、1936年の二・二六事件を契機に、日本は国防を国家の至上目的とし、国内体制をこれに適応させ、国家や国民の総力を国防に集中させる高度国防国家を目指すこととなった。治安維持法による思想言論弾圧、皇民化教育による神権的国体思想に基づく思想統一、軍機保護

法（１９３７年改正）による情報統制、さらに国家総動員法の制定（１９３８年）や既存の全合法政党の解散と大政翼賛会の発足（１９４０年）によって高度国防国家体制が完成に向かうことになったのである。

安保三文書に基づき軍事に関して憲法論を無視した政策が続けられた場合には、国家運営において軍事が社会福祉などの他の政策よりも正当性を有することとされてしまい、いわば「大砲（軍事）からバター（民生）へ」ではなく、「バター（民生）から大砲（軍事）へ」というように、全ての国家運営が軍事優先に行われていくことになり、明治憲法下の高度国防国家体制あるいはそれ以上に軍事や武力が優先し、ものを言う社会となってしまう、その国柄が社会に浸透することにより、社会的少数者や弱者に対する配慮が欠ける社会となってしまう。市民の間では、このような軍事優先国家を批判する者が、いわば「非国民」扱いされ、糾弾される風潮も出てくるであろう。かつての第二次世界大戦の際には存在しなかったインターネットやＳＮＳが普及していることにより、こういう市民間で罵り合い糾弾する風潮にさらに拍車がかかることも想定される。政府による統制に加え、市民相互の罵り合いや糾弾によって社会が分断されたり、異論・反論を許さない社会が形成されていくことになりかねない。

さらに、社会的少数者や社会にとって「異質」とされる存在に対する嫌悪や排除が進むことによって、思想良心の自由、表現の自由、学問の自由に対する制約や侵害が進んでいくだけでなく、首相や閣僚の靖国神社への公式参拝などによって他宗教の信教の自由が侵害され、職業活動の自由、財産権、人身の自由などへの制約も進んでいくことになりかねない。

また、人権制約根拠として軍事的合理性が正当化されることにより、国家の軍事政策にとっての障害になる可能性があるとした人権が無視されたり、軍事政策の障害となるとされた個人が排除されたりする危険も生じるであろう。

こうして軍事優先の国家となれば、民間企業も軍事徴用の対象となり、現在も有事において業務従事命令の対象とされている医療、土木建築、輸送業（自衛隊法１０３条２項）のみならず、武器修理の技術者、ＩＴ技術者など、ありとあらゆる人材が、普段から準備・訓練され、有事には戦地に赴くことを強いられ、当然に攻撃目標とされてしまう。第二次世界大戦の際には、１９４１年から終戦までの間にマグロ・カツオ漁船を含めて１６００隻ほどの民間船が徴用され、その多くが沈められることとなった。その際には、民間人も犠牲となって死亡する運命となった。既に、安保法制が施行されるに伴い、海上予備自衛官制度が発足している。２隻の民間大型フェリーが、防衛省が関与して新たに作られた特別目的会社に売却され、平時は通常の商業輸送を行いながら、訓練や有事の際には自衛

隊の指揮命令下に入り、自衛隊や米軍の物資を運ぶこととなった。新会社に移籍もしくは新規採用される船員は予備自衛官になることが前提とされており、有事の際に就労を拒否すれば罰則により処罰の対象となる。これは徴用以外の何ものでもない。なお、2025年度予算（概算要求）では、新たに6隻の民間船舶を確保して活用するとされている。

5 小括

安保法制に端を発する「国のかたち」の変容は、安保三文書策定及びそれによる自衛隊の抜本的強化、それがもたらす憲法の権力統制機能の喪失と国民の権利・自由の危機により、いよいよ後戻りができない地点(*point of no return*)を超えようとしている。安保三文書の内容は、法的に見れば、安保法制が憲法規範を破壊し武力行使の基準を消失させたことから論理的に導かれる範囲内のもの、いわば安保法制により織り込み済みのものであるが、他方で、安保法制の段階では大枠の法律のみが定められていたところ、安保三文書により自衛隊の抜本的強化等の具体的な施策が次々に実行に移され、事実問題としての「国のかたちの変容」が進行しつつある現実を直視しなければならない。気づいたら「戦争が廊下の奥に立つてゐた」（渡辺白泉、1939年）ということにならないよう、「何も変わらない」という言説に国民・市民が惑わされないよう、弁護士会として、進行する軍事国家化の憲法上の問題点や懸念される影響についての情報を発信し、国民・市民とともに考える取組みを、より精力的に展開していく必要がある。

安保三文書の検討のために
—国家安全保障戦略等の総合的検討の試み—

編 集

弁護士 伊 藤 真

弁護士 井 上 正 信

弁護士 福 田 護

弁護士 山 岸 良 太

・発 行 2025年6月

この著作物の全部又は一部は、プリントアウト、コピー、無料配布等により自由にご利用下さい。ただし、内容の変更・改変による利用、有料の配布はご遠慮下さい。